

「そんなの知ってる」を守ってる？ 今日からできる交通ルール

運転者ができること

飲酒運転、あおり運転をしない、させない

飲酒運転による悲惨な交通事故は後を絶ちません。あおり運転も重大な交通事故につながる危険な行為です。自分自身はもちろん、周りの人がこれらの運転をしないよう、お互いに声を掛け合ひましょう。

ダメ
飲酒運転
あおり運転



横断歩道は歩行者優先

横断歩道に横断しようとする歩者がいるときは、横断歩道手前で一時停止しなければなりません。横断歩行者を妨害したら違反です。



早めのライト点灯 ハイビームの活用

歩行者の交通死亡事故の60%が夜間時間帯（午後6時～午前6時）に発生しています。夕方は早めにライトを点灯しましょう。また、対向車や先行者に注意しながら、ハイビームを効果的に活用しましょう。

歩行者ができること

歩行者も自らの注意で事故を防ごう

道路を横断するときは、「歩行者優先だから」「車は止まってくれるはず」などの過信は危険です。横断歩道では、必ず止まって左右の安全を確認し、横断中も周囲の安全を確認しながら渡りましょう。



反射材を活用しよう

夕方以降は、思った以上に運転者から歩行者の姿が認識しにくくなります。外出する時には明るい目立つ色の服装や反射材をつけて、自分の存在をアピールしましょう。



自転車などができること

自転車やキックボードなどはヘルメット着用

自転車、特定小型原動機付自転車（電動キックボードなど）に乗る時は、ヘルメットを着用しましょう。ヘルメットの着用で、事故発生時の被害を軽減できます。自分の命を守るため必ずヘルメットを着用しましょう。



みんなができること

ながらスマホをしない

車や自転車の運転中にスマートフォンを操作する「ながらスマホ」。「ちょっとくらいなら大丈夫」。そんな油断が重大な事故につながります。歩行者も同様です。ながらスマホをしているとほかの歩行者や自転車とぶつかり、相手にけがをさせるおそれがあります。

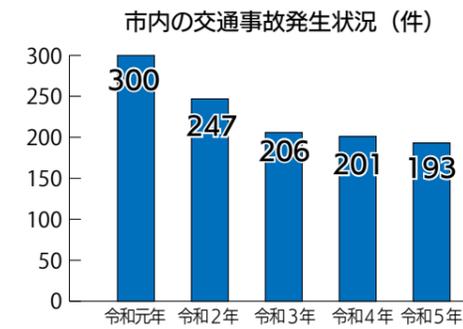


その一歩から 交通ルールを守って事故ゼロへ

「秋の全国交通安全運動」が9月21日から30日まで全国で実施されます。1月からの市内での交通事故発生件数は、6月末現在107件。前年と比べ21件増加しています。悲惨な事故をなくし、かけがえのない命を守るために、運動をきっかけに安全への意識を高めていくことが大切です。

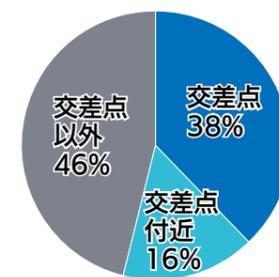
【問】市総務課安全安心係 ☎77・8153

交通事故の多い時間帯
市内の時間帯別の交通事故発生件数は、午前7時から11時までと午後2時から5時までの時間帯が多発しています。朝の通勤、通学や帰宅時

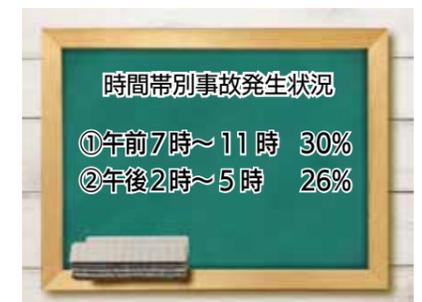


市内の交通事故発生件数は、令和5年までは減少傾向にありました。しかし、令和6年の発生件数は6月末現在で107件で、前年に比べ、21件増加しています。増加の要因となっている高齢者の事故は、54件と前年に比べほぼ倍増しています。

市内の交通事故の発生状況



交通事故の5割以上が交差点で発生
県内の事故件数の38%は交差点で発生。交差点付近での事故は16%で、事故の半数以上が交差点近くで発生しています。



時間帯は、交通量が多く事故が起こりやすくなっています。

柳川警察署の 取り組み

交通ルールを守って 思いやり譲り合い運転を



小学校での自転車教室

小学3年生を対象にした交通安全教室を開催。自転車の乗り方や交通ルールを伝えます。



高校生を対象にした体験型
原付バイク教室



地域交通安全活動推進委員
による街頭啓発活動



シルバー・セーフティ・
ドライビングスクール

高齢者を対象に
した体験型講習



交通事故が起こるのは決して偶然ではなく、必ず原因があります。柳川警察署古川交通課長に市の交通事故の現状や運転者、歩行者が注意するポイントを聞いてみました。また、柳川警察署で行っている参加、体験型の交通安全教室や広報啓発活動、街頭での交通安全指導などを紹介します。



柳川警察署
交通課長 古川警部

柳川警察署に赴任して3年目。市内の交通事故件数は横ばいです。運転者、歩行者のちょっとしたことで事故を防ぐことができます。皆さんもこの機会に交通ルールをもう一度確認しましょう。

市内の交通事故は高齢者の割合が高く推移

今年の県内の交通事故発生件数は前年と比べ減少していますが、市内の事故件数は前年と比較すると21件増加しています。市内の事故の特徴は高齢者関連の事故の割合が高く、事故全体の約5割を占めています。また、飲酒運転による事故が2件発生するなど飲酒運転の検挙数は県内の中でも高く推移しています。

交通事故につながる一番

小さな子どもは日頃から家族と確認を

県内の歩行中の交通事故は7歳児が突出して多くなっています。小さな子どもがいる家庭はよく通る道と一緒に歩いて、子どもの目線で道路の危険箇所を確認してください。また、「止まって、見て、待って、手を上げて」渡る習慣をつけてください。日頃から道路横断や交通ルールについて家族と確認してほしいですね。

高齢者は交通教室などの活用を

市内では高齢者関連の事故割合が高くなっています。柳川警察署では高齢者の集會などで警察職員を派遣す

る交通安全教室を行っています。また、地元の自動車学校の協力で高齢者の体験型講習も開催しています。ぜひ、活用してください。

かけがえのない命を守るために

悲惨な交通事故をなくし、かけがえのない命を守るため、普段から交通安全の意識を高めていくことが大切です。夜間に歩くときは明るい服を身に着ける。自転車に乗るときはヘルメットをかぶる。運転中はスマホをさわらない。「思いやり」と「譲り合い」の気持ちを持って運転する。ちょっとしたことが交通事故を減らします。

最後に飲酒運転で検挙される違反者が後を絶ちません。県の条例改正により、飲酒運転を目撃した場合の110番通報が義務化されました。「飲酒運転かも」と思ったら迷わず通報してください。皆さんの通報が悲惨な事故を未然に防ぐことができます。一人一人が強い決意を持って、柳川から飲酒運転を撲滅しましょう。

高齢者の集會などで 出張交通安全教室

柳川警察署は増加する高齢者の交通事故を防止するため、高齢者の集會などに警察職員を派遣し、交通安全教室を開催しています。お気軽にお問い合わせください。

- 問い合わせ日時 平日の午前9時から午後4時
 - 会場 コミュニティセンターや地域の集會所など
 - 申込方法 同署交通課へ電話で申し込み
- 【問】同課交通総務係 ☎ 74・0110

